
「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

日証協 平成 27 年 7 月 14 日

本協会では、本年 7 月 14 日の自主規制会議において、本協会諸規則の一部改正を行った。

本規則改正は、昨今の顧客情報漏洩事件等を受け、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」が改正され、本年 7 月 9 日に施行されたことに伴い、「個人情報の保護に関する指針」及び『『個人情報の保護に関する指針』に関する解説』の一部改正を行うものである。

本規則改正は平成 27 年 7 月 14 日から施行する。

本規則改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

**「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正に伴う
「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について**

平成 27 年 7 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、昨今の顧客情報漏洩事件等を受け、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「金融分野ガイドライン」という。）が平成 27 年 7 月 2 日に改正（施行は同年 7 月 9 日）¹²されたことに伴い、「個人情報の保護に関する指針」（以下「保護指針」という。）及び『「個人情報の保護に関する指針」に関する解説』（以下「解説」という。）の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

（１）個人情報の適正な取得、委託先の監督等の措置

金融分野ガイドラインにおいて、個人情報の適正な取得、委託先の監督等、個人情報保護法の遵守を徹底するための措置を講ずることとされたことに伴い、保護指針及び解説の関連条項を改正する。

（保護指針第 8 条及び解説、保護指針第 13 条）

（２）その他（参照条文の修正）

所得税法等の改正に伴い、解説の関連条項を改正する。

（保護指針第 6 条及び第 14 条に係る解説）

III. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

自主規制企画部 個人情報監理室 （TEL. 03-3667-8470）

以 上

¹ 「個人情報保護に関するガイドラインの改定について」（平成 26 年 9 月 30 日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ（<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/renraku.html>））を踏まえた改正。

² 金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150702-3.html>）参照。

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正に伴う

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 27 年 7 月 14 日

(下線部分変更)

新	旧
(適正な個人情報の取得) 第 8 条 協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、協会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。 2 協会員は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法令遵守状況を確認するとともに、当該個人情報が適法に取得されたものであることを確認するものとする。 (委託先の監督) 第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、<u>委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等</u>に起因するリスクに応じたものとする。 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。 1 個人データの安全管理のため、委託先におけ	(適正な個人情報の取得) 第 8 条 協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、協会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。 (新 設) (委託先の監督) 第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は<u>き損等</u>をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、<u>事業の性質及び個人データの取扱状況等</u>に起因するリスクに応じたものとする。 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。 1 個人データの安全管理のため、委託先におけ

新	旧
る組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。 <u>なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。</u> 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、<u>定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。</u> <u>なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</u> <u>委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が保護法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。</u> 付 則 この改正は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。	る組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、<u>当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直すこと。</u> 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正に伴う「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」の一部改正について

平成 27 年 7 月 14 日

(下線部分変更)

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
(利用目的による制限) 第 6 条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第 3 条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。 2 (現行どおり) 3 前 2 項は、次に掲げる場合には適用しない。 1 法令に基づく場合	(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 「法令に基づく場合」(第 3 項第 1 号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。 ① <u>国税通則法第 74 条の 2 から第 74 条の 6</u> (税務当局が行う質問検査) ②～⑯ (現行どおり)	(利用目的による制限) 第 6 条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第 3 条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。 2 (省 略) 3 前 2 項は、次に掲げる場合には適用しない。 1 法令に基づく場合	(1) (省 略) (2) (省 略) (3) 「法令に基づく場合」(第 3 項第 1 号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。 ① <u>所得税法第 234 条第 1 項</u> (税務当局が行う質問検査) ②～⑯ (省 略)

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
2～4 （現行どおり）	(4)～(5) （ 現行どおり ）	2～4 （省 略）	(4)～(5) （ 省 略 ）
（適正な個人情報の取得） 第 8 条 協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、協会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。	(1)～(3) （ 現行どおり ）	（適正な個人情報の取得） 第 8 条 協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、協会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。	(1)～(3) （ 省 略 ）
2 協会員は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法令遵守状況を確認するとともに、当該個人情報が適法に取得されたものであることを確認するものとする。	(4) 提供元の法令遵守状況の確認の具体的方法 例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることの確認などが考えられる。 (5) 提供を受ける個人情報が適法に取得されたものであることは、例えば以下のいずれかの方法で確認する。 ① 取得の経緯を示す契約書等の書面の点検 ② 適法に取得されている旨の確認	（ 新 設 ）	（ 新 設 ）

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
(委託先の監督) 第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益	<u>書の受入れ</u> <u>③ 口頭による適法性の確認のうえ、適正な社内記録の保存</u> <u>なお、提供を受ける個人情報が適法に取得されたものであることを確認できない場合は、その取得を自粛することを含め、慎重な対応を検討することが望ましい。</u> <u>（参照条文：金融分野ガイドライン 7 条）</u> ・ 委託先には外国の委託先も含まれる。	(委託先の監督) 第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益	・ 委託先には外国の委託先も含まれる。

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
の侵害の大きさを考慮し、<u>委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに</u>応じたものとする。 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。 1 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。 <u>なお、委託先の選定に当たって</u>		の侵害の大きさを考慮し、事業の性質<u>及び個人データの取扱状況等に</u>起因するリスクに応じたものとする。 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。 1 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、<u>当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直すこと。</u>	

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<u>は、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。</u> 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、<u>定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。</u> <u>なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</u>		2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。	

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<u>委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が保護法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。</u> （第三者提供の制限） 第 14 条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問	(1) (現行どおり)	（第三者提供の制限） 第 14 条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問	(1) (省 略)

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
わない。以下同じ。)に提供してはならない。 1 法令に基づく場合 2～4 (現行どおり) 2～6 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。	(2) 「法令に基づく場合」の具体例(第 1 項第 1 号) 例えば、次のようなものが該当する。 ① <u>国税通則法第74条の 2 から第74条の 6</u> (税務当局が行う質問検査) ②～⑯ (現行どおり) (3)～(4) (現行どおり) (5)～(16) (現行どおり)	わない。以下同じ。)に提供してはならない。 1 法令に基づく場合 2～4 (省 略) 2～6 (省 略)	(2) 「法令に基づく場合」の具体例(第 1 項第 1 号) 例えば、次のようなものが該当する。 ① <u>所得税法第234条第 1 項</u> (税務当局が行う質問検査) ②～⑯ (省 略) (3)～(4) (省 略) (5)～(16) (省 略)